

環境省「令和2年度脱炭素経営に係る普及啓発及び  
中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務」

【SBT 目標設定支援事業(大企業向け)】

募集要項

1. **背景および目的**

パリ協定を契機として、企業等の非政府主体はサプライチェーン全体での温室効果ガス(以下、GHG という)排出量削減取組や脱炭素経営を行うことが求められるようになってきております。このような中、企業の GHG 排出量削減目標がパリ協定に整合していることを審査する SBTi(Science Based Targets initiative)(※1)が登場し、企業は SBTi による自社の削減目標の認定(SBT 認定)を得ようと、グローバル企業を中心に検討が進んでいます。

現在(令和2年7月14日時点)、日本企業における SBT 認定取得企業数は73社です。環境省では日本企業における一層の取組を促すため、平成29年度から企業におけるサプライチェーン全体の中長期排出削減目標設定を支援しており、今年度も引き続き支援を実施いたします。

企業が SBT 目標の設定を検討できるよう、SBT 認定を得られる水準の目標設定に関する個別コンサルティング支援(以下、個別別面談という)を実施します(過去の支援成果報告は環境省「グリーン・バリューチェーン プラットフォーム」(以下、環境省 GVC サイトという)(※2)の「SBT 取組事例」を参照)。

つきましては、本支援へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本支援に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「みずほ情報総研株式会社」が実施いたします。

※1: **SBT**(Science Based Targets)とは、産業革命以前からの気温上昇を「2℃を十分に下回る水準」に抑えるために、企業が気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定すること、およびその目標。  
**SBTi**(SBT initiative)とは、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWF による共同イニシアティブ。気候科学に基づく削減シナリオと整合した企業の削減目標を SBT 認定し、認定企業を以下のサイトに掲載。

(URL) <https://sciencebasedtargets.org/>

※2: 環境省が運営する本支援事業の WEB サイト。サプライチェーン排出量、SBT、RE100、We Mean Business (SBT,RE100,EP100,EV100 等のプラットフォーム)等に関する環境省情報プラットフォームとして、関連動向、算定方法等に関するトピックを掲載中。

**SBT 取組事例**

(URL) [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/case\\_smpl\\_sbt.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/case_smpl_sbt.html)

## 2. SBT に取り組むメリット

SBT を設定することで、パリ協定に整合した持続可能な企業であることをステークホルダーに対して分かり易くアピールできます。

### (1) 対投資家・対顧客という意味でのメリット

- 年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために、企業の持続可能性を評価します。
- 調達元へのリスク意識が高い顧客は、サプライヤーに対して野心度の高い目標、取組を求めます。

⇒SBT に取り組むと、CDP の採点において評価され、投資家からの ESG 投資の呼び込みに役立ちます。2020 年の CDP 質問書では SBT 認定を受けていると、「リーダーシップ」の得点を獲得することができます。

総量目標で SBT 認定を受けている場合：4.1a でフルポイント

原単位目標で SBT 認定を受けている場合：4.1b でフルポイント

⇒SBT に取り組むと、自社のビジネス展開におけるリスクの低減・機会の獲得につながります。

### (2) サプライヤーの取組につながるというメリット

- サプライヤーが環境対策に取り組むことは、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスク回避につながります。SBT はサプライチェーンの目標を設定するため、サプライヤーに対して削減取組を求めることにつながります。

⇒SBT で設定した削減目標をサプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へとつなげることができます。

### (3) 社内・従業員のモチベーションを高められるというメリット

- 企業が省エネ、再エネ、環境貢献製品の開発に取り組むことは、コスト削減や評判向上といった企業価値向上につながります。SBT は社内に対して野心的な削減目標を課すため、積極的な削減取組を求めることにつながります。

⇒SBT は野心的な目標達成水準であり、SBT を設定することは、社内で画期的なイノベーションを起こそうとする機運を高めます。

### 3. 支援を受けるメリット

#### (1) 経験豊富な本事業事務局による支援

本事業では、平成 29～31 年度において大企業 83 社に対して SBT 目標設定を支援した実績を持ちます(うち 28 社は SBT 認定を取得(令和 2 年 7 月 14 日時点))。

#### (2) SBT の理解獲得

本事業事務局から SBT について正確で分かり易い説明があり、SBTi の英語文献を読まずとも、SBT の概念や認定基準、設定手法などに係る最新の情報を獲得できます。

#### (3) 目標を算出可能

SBTi が公開する認定基準、設定手法に沿った目標の自力算出が可能になり、また本事業事務局による目標案の認定基準との整合性のチェックを受けられます。

#### (4) コミュニケーション

SBT についての疑問点を、対面(WEB 会議等含む)・電話・メールによる本事業事務局との質疑応答で解消できます。

### 4. 本事業の詳細

#### (1) 支援対象

SBT 目標の設定を検討している大企業(※3)。なお、過去に環境省の SBT に関わる個別支援を実施した企業は対象外とします。

※3: 中小企業等向けの支援につきましては、別途募集を実施しております。詳しくは、環境省から本募集要項と同時に公表されております【中小企業等向け SBT・再エネ 100%目標設定支援事業】募集要項をご確認ください。

#### (2) 募集企業数

20 社程度(※4)。

※4: 上記の支援対象となる中小企業等と合わせて 20 社程度となります。なお必要に応じて、10 月頃に二次公募を実施いたします。

#### (3) 事業内容

本事業では、対面(WEB 会議等含む)・メール・電話等による質疑応答や検討を実施する「個別面談」を実施します。

支援は、基本的に説明や助言とし、実際の検討や資料作成等の作業は参加企業にて実施していただきます。また、参加企業には支援に必要とされる資料の提供をしていただきます。支援の詳細は次頁の通りです。

#### ■ 「SBT 目標設定 個社別面談(※5)」(基本 2 回)

目的: 自社の削減目標について SBT 基準との整合性確認、削減目標に関するディスカッション

提出物: 成果報告(SBT 取組事例)の作成と提出(令和 3 年 1 月末日まで)  
(成果報告については、「1.背景および目的」の※2「SBT 取組事例」参照)

- 第 1 回面談
  - ✓ サプライチェーン排出量の算定状況の確認
  - ✓ SBT に関する質疑応答
  - ✓ 削減目標について SBT 基準との整合性確認
  - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
- 第 2 回面談
  - ✓ (第 1 回面談を受けて検討した)削減目標について SBT 基準との整合性確認
  - ✓ 検討した削減目標に関するディスカッション
  - ✓ 目標設定・達成戦略についての情報提供・助言

※5: 本事業では、SBT の背景や概要、目標水準の考え方といった技術的な支援や、企業の戦略や経営陣への説明についての相談、助言を実施します。ただし、みずほ情報総研(株)は参加企業に対して、責任が発生するような具体的な作業は行わず、情報提供と助言までを支援の範囲とします。

#### (4) 応募条件

以下①～⑨について同意する企業とします。

- ① 本事業の支援の範囲は、「4.本事業の詳細」の「(3)事業内容」に示すとおりであること。
- ② 本事業の参加費用は無料とするが、活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担すること。
- ③ 環境省 WEB サイト等において、支援事業の参加企業として企業名が公表されること。
- ④ 環境省、およびみずほ情報総研(株)に提供された企業情報、および個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、およびみずほ情報総研(株)が使用すること。
- ⑤ 個社別面談はみずほ情報総研(株)において実施されること。
- ⑥ 支援企業への採択後速やかに、本委託事業で実施している「脱炭素経営促進ネットワーク(※6)」の目標設定会員への参加手続きをすること。
- ⑦ 支援の結果として SBT コミット、SBT 認定取得、および削減目標の達成は必須ではないこと。
- ⑧ SBT 目標設定について、認定の取得、認定の申請、コミット等の状況の変更があった場合は、速やかに本事業事務局に報告すること。
- ⑨ 環境省あるいは本事業事務局から、本委託事業の協力依頼や環境省 GVC サイトへの掲載資料の修正等の要請があった場合は、その対応に最大限協力すること。



※6: SBT に取り組む企業間でのコミュニケーションを活発化させるネットワーク。ネットワークの会員状況については、環境省 GVC サイトに掲載中。規約や申込みなどの詳細は別途連絡予定。  
 (URL) [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/network/index.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/network/index.html)

### (5) 採択基準

応募条件を満たしている企業のうち、申請内容や業種、企業規模、排出量削減に資する目標設定や技術開発といった実施中の取組等を総合的に考慮し、支援企業を採択いたします。なお、社会全体での取組を拡大する観点から、日本国内においてまだ SBT 認定取得企業の存在しない下記の業種に該当する企業につきましては、支援企業の選定にあたり優先いたします。

- ✓ 陸運業(自動車)
- ✓ 陸運業(鉄道)
- ✓ 輸送用機器(自動車製造)
- ✓ 電力業
- ✓ 金融業

### (6) 採択結果

環境省ホームページおよび環境省 GVC サイトにて公表し、また事務局からご連絡いたします。なお、採択後の自社都合による支援の辞退は一切認めません。

### (7) 支援スケジュール

支援スケジュールは下記の通りです。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2~3月
個別別面談(第1回)	←→		←...→ ※二次公募の場合				
個別別面談(第2回)			←→		←...→ ※二次公募の場合		
成果報告の提出締切						●	
環境省 GVC サイト掲載							●

## 5. 募集期限

令和2年8月28日(金)正午まで

## 6. 応募手続きについて

「申請書」に必要事項を記載し、捺印の上、提出期限までにみずほ情報総研(株)へメールにて提出してください。なお、採択の結果に関わらず、応募書類は返却いたしません。

### ■ 関連文書

以下の①についてご確認の上、②にご記入いただきます。

- ① 当文書 (【SBT 目標設定支援事業(大企業向け)】募集要項)
- ② 【SBT 目標設定支援応募(大企業向け)】申請書

### ■ 提出先

メールにてご送付をお願いします。

件名:【SBT 目標設定支援(大企業向け)応募申請】 応募企業名

E-Mail: [scm@mizuho-ir.co.jp](mailto:scm@mizuho-ir.co.jp)

(SBT 目標設定支援事務局(みずほ情報総研(株)))

### ■ 提出物

上記のメールに添付してください。メールの容量制限など、メール添付による申請書類の提出が難しい場合は、その旨「8.お問合せ先」までご連絡ください。

- ① 「【SBT 目標設定支援事業(大企業向け)】申請書」の申請者捺印済み PDF ファイル
- ② 上記①の元の Word ファイル(申請管理の入力の際、誤入力を防ぐために使用。捺印不要。)

## 7. 免責事項

(1) 個別面談は原則としてみずほ情報総研(株)(東京都千代田区神田錦町)にて実施する。ただし、首都圏以外の地域の企業等対面での実施が困難な場合、また新型コロナウイルス感染予防の観点から、WEB 会議等の開催も可能とする。

(2) 個別面談において提供された資料の著作権は環境省、およびみずほ情報総研(株)に属し、参加企業は社内利用(連結の子会社も含む)に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。また、企業が作成した成果報告にかかる環境省 GVC サイトへの掲載資料の著作権については、作成した企業に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定(※7)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。

※7: (URL) <http://www.env.go.jp/mail.html>

(3) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。

- (4) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものである。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

## 8. お問合せ先

メールにてお願いいたします。

件名:【SBT 目標設定支援事業 問合せ】 問合せ企業名

E-Mail: [scm@mizuho-ir.co.jp](mailto:scm@mizuho-ir.co.jp)

( SBT 目標設定支援事務局(みずほ情報総研(株)) )

以 上